

保発0311第1号
平成27年3月11日

都道府県知事 殿

厚生労働省保険局長
(公印省略)

国民健康保険法施行令及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令の施行について

国民健康保険法施行令及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令（平成27年政令第71号。以下「改正令」という。）が本日公布され、平成27年4月1日から施行することとされたところであるが、この改正の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、その旨御了知の上、貴都道府県内の保険者等に周知徹底を図られたい。

記

第一 改正の趣旨

国民健康保険制度においては、保険料軽減の対象となる低所得者数に応じて、保険者に対して財政支援する制度（以下「保険者支援制度」という。）や、市町村国保の財政運営の安定化と市町村間の医療費水準等の平準化を図るため、各都道府県単位で高額医療費共同事業や保険財政共同安定化事業（以下「都道府県単位の共同事業」という。）を行っているところである。

今般、国民健康保険法の一部を改正する法律（平成24年法律第28号。以下「改正法」という。）の一部が平成27年4月1日に施行されることに伴い、国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。以下「施行令」という。）及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号。以下「算定政令」という。）の一部を改正することとしたこと。

第二 改正の内容

(1) 施行令の一部改正

改正法により、平成26年度までの措置であった都道府県単位の共同事業

が恒久化されたことに伴い、附則において規定していた関係条文を、本則において規定することとしたこと。

(2) 算定政令の一部改正

改正法により、平成 26 年度までの措置であった保険者支援制度及び都道府県単位の共同事業が恒久化されたことに伴い、附則において規定していた関係条文を、本則において規定することとしたこと。

また、保険財政共同安定化事業の事業対象を 30 万円を超え 80 万円以下の医療費から 80 万円以下の医療費に拡大することに伴い、算定政令に定める同事業の交付金及び拠出金の金額の算定方法について所要の改正を行うこととしたこと。

(3) その他所要の規定の整備を行うこととしたこと。

第三 施行期日

改正令は、平成27年4月1日から施行すること。

一般被保険者に係る基礎賦課総額の特例期間の恒久化

1 改正の内容

財政基盤強化策の恒久化に伴い、平成22年度から平成26年度まで附則において暫定措置として規定されていた一般被保険者に係る基礎賦課総額の特例（※印）を、平成27年度から本則で規定し恒久化するもの。

2 財政基盤強化策（都道府県単位）

- (1) 保険財政共同安定化事業 1件1円以上の医療費についての再保険事業（市町村の拠出金で実施）
（平成26年度までは1件30万円を超える医療費が対象）
- (2) 高額医療費共同事業 1件80万円を超える医療費についての再保険事業（国：1/4 都道府県：1/4 市：1/2）

3 一般被保険者に係る基礎賦課総額（医療給付費分の基礎賦課総額） ③=①-②

